平成２５年（フ）第１０２６号
広島市中区舟入中町３番23―303号
債務者　ＩＳサポートこと美鈴のたまり場こと三島　尚大
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　雅文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月３日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２号
愛媛県松山市星岡１丁目24番26号
債務者　福見　吉剛
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　正人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月９日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２８５号
兵庫県加古郡播磨町北本荘６丁目５番17―105号、従前の住所兵庫県加古郡播磨町宮西１丁目11番２号
債務者　文山健次こと　朴　　健學
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉原美由希
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月７日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１３０号
奈良県御所市東松本95―２メゾンドゥカルマン203号室、住民票上の住所奈良県奈良市中登美ヶ丘１丁目4162番地の１　中登美団地Ｅ33―101号
債務者　山﨑　博史
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第１９０号
函館市港町１丁目24番６号　キャッスルミナト202
債務者　香川　康子
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第１７０号
愛知県安城市東栄町３丁目803番地４　イーストハイツ新安城405
債務者　上村　貴知
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第１８７号
愛知県安城市東明町２番地25　まとば荘205
債務者　門司　　淳
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第１２４号
埼玉県深谷市見晴町26番地１　県営深谷萱場団地６―301
債務者　金盛美智代
1　決定年月日時　平成26年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第８２０号
大阪市西区南堀江１丁目25番13―1204号
債務者　山田　淳史
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１８３５号
大阪府東大阪市菱屋東２丁目15番37号507号
債務者　坪田　清志
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１８４５号
大阪府八尾市二俣３丁目８番地　ＮＴＴ八尾寮3203号
債務者　岡山　有希
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１８６３号
大阪市生野区巽南４丁目９番18―703号
債務者　森下　幸久
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１４１号
大阪市住吉区大領３―２―36、住民票上の住所大阪府和泉市太町579番地の16
債務者　中川　育弘
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２２２９号
大阪市住吉区東粉浜３丁目27番18号　ハイアットマンションアヴィ602号
債務者　中塚　祐美
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２３６５号
大阪市住之江区北島３丁目５番16号
債務者　和田加津美
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２４３０号
大阪市此花区高見１丁目８番18―108号
債務者　吉田　昌弘
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２５７９号
大阪府池田市神田４丁目６番21号
債務者　品山　憲市
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部